

◎沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準

昭和四十七年九月二十六日
平成十七年十二月一日
平成十八年九月四日

沖縄県青少年保護育成条例（昭和四十七年沖縄県条例第十一号以下「条例」という。）による推奨及び指定の認定基準等は、概ね次のとおりとする。

1 推奨の認定基準

（一）条例第六条の優良興行及び優良図書等の推奨の認定基準は、次によるものとする。

- ア 社会に対する良識と倫理観を育てるもの
- イ 知識を身につけ、教養を深めるもの
- ウ 人を慈しみ、大切にすることを育てるもの
- エ 美しいものに対する感性を磨き、育てるもの
- オ 思考力、判断力又は観察力を養うもの
- カ 人類の平和と文化に貢献することに役立つもの
- キ 郷土を愛し、共同互助の精神のもとに自らの力で社会の発展に貢献し、社会の後継者の範となることに役立つもの
- ク アからキまでに掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの
- （二）条例第七条の優良環境の推奨の認定基準は、次によるものとする。
 - ア 自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つところ
 - イ 人間的愛情を豊かにし、道徳的心情が培われるところ
 - ウ 集団に生きる喜びが体得でき、人類の平和と文化に貢献することに役立つところ
 - エ 情操を高め、楽しみのうちに豊かな人間性の啓発に役立つところ
 - オ 人類の平和と文化に貢献することに役立つところ
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するところ

2 有害の指定基準

（一）条例第十条第一項の有害興行の指定基準は、次によるものとする。

- ① 著しく性的感情を刺激するもの
- ② 男女の肉体の全部又は一部を露出し、卑わいに表現したもの
- ③ 動作が性的行為を露骨に表現し、若しくは容易に連想させ、卑わいな感じを与えるもの、
- ④ 医学的、民族学的その他学術的内容であつても、性に関

する描写、表現が青少年に対し著しく性的感情を刺激するもの

- ④ ストリップショー又はヌードショーに当てはまるもの
- ⑤ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるもの
- イ 著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長するもの

- ① 暴力を容認し、又は賛美したもの
- ② 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現したもの
- ③ 殺人、傷害、暴行等その他の犯罪の準備、実行行為を詳細に表現したもの
- ④ とばく又はとばくに類似した行為により、著しく射撃心を助長するように表現したもの
- ⑤ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に粗暴性、残虐性若しくは犯罪の行為を擬似的に体験させるもの
- ⑥ 自殺を誘発助長するおそれのあるもの

（二）条例第十二条第一項の有害な図書等の指定基準は、次によるものとする。

- ア 著しく性的感情を刺激するもの
- ① 男女の肉体の全部又は一部を露出し、卑わいに表現したもの
- ② 性的行為又はわいせつ行為を露骨に表現したもの又は容易に連想させるもの
- ③ 成人を対象とした性医学を科学的、道徳的観点を超えて必要以上に不自然に表現したもの
- ④ 情欲をあまりたてる表現をしたもの
- ⑤ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に卑わいな行為を擬似的に体験させるもの
- イ 著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長するもの
- ① 暴力を容認し、又は賛美したもの
- ② 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現したもの
- ③ 殺人、傷害、暴行等その他の犯罪の準備、実行行為を詳細に表現したもの
- ④ 極度のスリル感を表現し、粗暴性を誘発させるもの
- ⑤ 電磁的記録媒体に記録されたプログラムを電子計算機等を用いて実行することにより、人に粗暴性、残虐性若し

くは犯罪的行為を擬似的に体験させるもの

⑥ 自殺を誘発助長するおそれのあるもの

3 条例第十三条第一項の有害器具類等の指定基準は、次によるものとする。

- （一）構造又は機能が、人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- ア 弾丸、矢その他のものを発射するのに適し、又はその物体が投げるのに適した構造を有するもので、物を発射し、又はそのものを投げることに適し、人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- イ 火薬その他の爆発性の物質を内包する構造を有するもので、爆発等により人体に危害を及ぼすおそれがあるもの
- ウ 刃体、鋭利性その他の構造において、容易に人体に危害を与える機能を有するもの

- （二）形状、構造若しくは機能が著しく性的感情を刺激するもの
- ア 性を模した物で卑わいな感じを与える構造を有するもの
- イ 性具又はこれと同様の機能を有するもの

- （三）著しく粗暴性、残虐性若しくは犯罪を誘発助長するもの
- その他器具類で、形状、構造又は機能により著しく粗暴性、残虐性若しくは犯罪を誘発するもの
- （四）（一）から（三）に掲げるもののほか、同程度に少年の心身に危害を及ぼすおそれのあるもの

4 条例第十四条第一項の有害広告物の指定基準は、次によるものとする。

- （一）著しく性的感情を刺激するもの
- ア 男女の肉体の全部又は一部を露出し、卑わいに表現したもの
- イ 性的行為又はわいせつ行為を露骨に表現したもの又は容易に連想させるもの
- ウ 成人を対象とした性医学を科学的、道徳的観点を超えて必要以上に不自然に表現したもの
- エ 著しく情欲をあまりたてる表現をしたもの
- オ 著しく退廃的感情を助長するような表現をしたもの
- （二）著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの
- ア 暴力を容認し、又は賛美したもの
- イ 残虐な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面や殺傷による肉体的苦痛又は言語等による精神的苦痛を刺激的に表現したもの